

品川区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則を公布する。

平成25年4月22日

品川区長 濱 野 健

品川区規則第27号

品川区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、品川区新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年品川区条例第9号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、品川区新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の審議事項)

第2条 条例第4条第1項に規定する会議（以下「会議」という。）は、次の事項について本部の基本方針を審議決定する。

- (1) 区の対応方針に関すること。
- (2) 社会機能の維持に係る措置に関すること。
- (3) 広報および相談体制に関すること。
- (4) 感染予防およびまん延防止に係る措置に関すること。
- (5) 医療の提供体制の確保に関すること。
- (6) 予防接種の実施に関すること。
- (7) 物資の確保に関すること。
- (8) 生活環境の保全その他の住民の生活および地域経済の安定に関する措置に関すること。

- (9) 都、区市町村、関係機関等に対する応援の要請、派遣等に関する事。
- (10) 経費の処理方法に関する事。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等対策に関する事。

(会議の構成)

第3条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第4条 副本部長は、副区長および教育長をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 前項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副区長である副本部長、教育長である副本部長の順序により本部長の職務を代理し、副区長である副本部長が本部長の職務を代理する順序は、品川区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則（平成19年品川区規則第38号）に定めるところによる。

(本部員)

第5条 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 品川区組織規則（平成21年品川区規則第5号）第3条第1項に規定する部長および事業部長、同条第2項に規定する次長ならびに同条第3項に規定する担当部長

(2) 会計管理者、保健所長、清掃事務所長、教育委員会事務局教育次長、区議会事務局長、選挙管理委員会事務局長および監査委員事務局長

(3) 総務部総務課長、総務部危機管理室長、保健所保健予防課長、品川保健センター所長、大井保健センター所長、荏原保健センター所長および防災まちづくり事業部防災課長

(4) 区の区域を管轄する消防署長またはその指名する消防吏員

2 前項各号に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、区の職員（以下別表において「職員」という。）のうちから本部員を指名することができる。

3 本部員に事故があるときは、あらかじめ当該本部員が指名する者がその職務を代理する。

（部）

第6条 条例第2条第1項の部（以下「部」という。）の名称、同条第2項の部長（以下「部長」という。）に充てる職および部の分掌事務は、別表のとおりとする。

2 部に所属する職員は、当該部と同一の名称を有する通常の行政組織における機関に所属する職員のうちから部長が指名する。

3 前2項に定めるもののほか、部の編成に関し必要な事項は、部長が別に定める。

（職務権限）

第7条 本部の職員は、特に定める場合または特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、
区長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

| 部の名称 | 部長に充てる職 | 部の分掌事務 |
|-------|---------|--|
| 会計管理室 | 会計管理者 | 1 現金の出納、保管等に関する事 2 本部内他の部の応援に関する事 |
| 企画部 | 企画部長 | 1 予算の編成等に関する事 2 広報に関する事 3 報道機関への対応に関する事 4 情報システムの運用に関する事 5 本部内他の部の応援に関する事 |
| 総務部 | 総務部長 | 1 新型インフルエンザ等対策の総合調整に関する事 2 本部および会議の庶務に関する事 3 国、都、他の特別区、関係機関等との連絡調整（危機管理分野に限る。）に関する事 4 情報収集（危機管理分野に限る。）に関する事 5 相談体制の整備および区民等からの相談（危機管理分野に限る。）に関する事 6 職員の感染防止に関する事 7 職員のサービスに関する事 8 職員の感染状況の確認に関する事 9 総合庁舎の管理運営および衛生管理ならびに来庁者の感染防止に関する事 10 部所管施設の管理運営および衛生管理に関する事 |

| | | |
|----------|-----------|---|
| | | 1 1 本部内他の部に属しないこと。 |
| 地域振興事業部 | 地域振興事業部長 | 1 町会、自治会その他の地域団体との連絡調整に関すること。 2 区内の事業所等の活動状況の確認に関すること。 3 部所管施設の管理運営および衛生管理に関すること。 4 本部内他の部の応援に関すること。 |
| 子ども未来事業部 | 子ども未来事業部長 | 1 園児等の感染防止、感染状況の確認および感染予防の啓発に関すること。 2 部所管施設の管理運営および衛生管理に関すること。 3 本部内他の部の応援に関すること。 |
| 健康福祉事業部 | 健康福祉事業部長 | 1 社会福祉施設に入所し、または通所する者の感染防止、感染状況の確認および感染予防の啓発に関すること。 2 社会福祉施設の管理運営および衛生管理に関すること。 3 在宅の一人暮らし要介護高齢者等の生活支援に関すること。 4 社会福祉法人および在宅介護支援センターとの連絡調整に関すること。 5 部所管施設の管理運営および衛生管理に関すること。 6 本部内他の部の応援に関すること。 |
| 保健所 | 保健所長 | 1 区民および職員の感染防止の技術的支援に関すること。 2 区内の感染状況の実態把握に関すること。 3 区民、医療機関等からの相談（保健医療分野に限る。）に関すること。 4 情報収集（保健医療分野に限る。）に関すること。 5 区民の保健衛生に関すること。 6 部所管施設の管理運営および衛生管理に関すること。 |
| 都市環境事業部 | 都市環境事業部長 | 1 部所管施設の管理運営および衛生管理に関すること。 |

| | | |
|------------|--------------|--|
| | | 2 本部内他の部の応援に関する事。 |
| 清掃事務所 | 清掃事務所長 | 1 ごみおよび資源の収集、運搬等に関する事。 2 部所管施設の管理運営および衛生管理に関する事。 3 本部内他の部の応援に関する事。 |
| 防災まちづくり事業部 | 防災まちづくり事業部長 | 1 東京都新型インフルエンザ等対策本部との連絡体制の確保等通信設備の維持管理に関する事。 2 備蓄物資の提供に関する事。 3 部所管施設の管理運営および衛生管理に関する事。 4 本部内他の部の応援に関する事。 |
| 教育委員会事務局 | 教育委員会事務局教育次長 | 1 児童および生徒の感染防止、感染状況の確認および感染予防の啓発に関する事。 2 教育委員会への情報提供および連絡調整に関する事。 3 部所管施設の管理運営および衛生管理に関する事。 4 本部内他の部の応援に関する事。 |
| 区議会事務局 | 区議会事務局長 | 1 区議会への情報提供および連絡調整に関する事。 2 本部内他の部の応援に関する事。 |
| 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局長 | 1 選挙管理委員会への情報提供および連絡調整に関する事。 2 本部内他の部の応援に関する事。 |
| 監査委員事務局 | 監査委員事務局長 | 1 監査委員への情報提供および連絡調整に関する事。 2 本部内他の部の応援に関する事。 |